

「子どもスキップ一般利用」の再開について

1 子どもスキップ一般利用の現状について

現在、豊島区の子どもスキップ一般利用については、感染症対策を講じながら「スキップの日」として学年や人数を制限して実施している。

子どもスキップ一般利用の再開について、社会経済活動が徐々に回復に転じてきたことから、7月中に各子どもスキップにおいて概ね1週間（平日）、一般利用の連続試行を実施した。試行で得られた問題点・課題に対応した形で2学期以降、条件整備を講じた上で一般利用を再開する。

2 7月「スキップの日」1週間連続試行実施の分析

	施設名	試行期間	実施回数	のべ参加人数
1	仰高	7月4日(月)～7月8日(金)	5	25
2	駒込	7月4日(月)～7月8日(金)	5	44
3	巢鴨	7月4日(月)～7月8日(金)	5	30
4	清和	7月4日(月)～7月8日(金)	5	56
5	西巢鴨	7月11日(月)～7月15日(金)	5	63
6	豊成	7月4日(月)～7月8日(金)	5	40
7	朋有	7月4日(月)～7月8日(金)	5	60
8	朝日	7月7日(木)～7月13日(水)	3	28
9	池袋第一	7月4日(月)～7月8日(金)	5	3
10	池袋本町	7月13日(水)～7月20日(水)※土、祝日除く	5	11
11	池袋第三	7月11日(月)～7月15日(金)	5	35
12	池袋	7月4日(月)～7月8日(金)	5	45
13	南池袋	7月11日(月)～7月15日(金)	5	4
14	高南	7月4日(月)～7月8日(金)	5	45
15	目白	7月13日(水)～7月19日(火)	5	7
16	長崎	7月4日(月)～7月8日(金)	5	80
17	要	7月5日(火)～7月14日(木)午後3～6時 ※土日除く	8	51
18	椎名町	7月4日(月)～7月8日(金)	5	66
19	富士見台	7月7日(木)～7月14日(木)※土曜日除く	6	22
20	千早	7月4日(月)～7月8日(金)	5	26
21	高松	7月4日(月)～7月8日(金)	5	19
22	さくら	7月4日(月)～7月8日(金)	5	33
合計			112	793
平均			1回あたり	7人

- ・ 主な利用者は低学年 *低学年 515 人(65%) *高学年 278 人(35%)
- ・ 1 回あたりの利用者数 平均 7 人 (最高は長崎の 23 人)

3 試行結果を踏まえた一般利用再開の条件について

- ① 直接利用は原則なし。
- ② 学年や人数の制限はしない。
- ③ 平日の毎日 2 時間程度、施設ごとに設定して実施。
但し、土曜日の学校保護者会時等には対応する。
- ④ 終了時間は学童クラブの間食時間と重ならないよう原則 17 時終了。
各施設で設定。
- ⑤ 利用前後には手指洗い、消毒を徹底。検温カード等を使用。
- ⑥ 感染状況が悪化した際は、一般利用の中止を検討する。

4 再開までのスケジュール

- ・ 7 月 4 日(月)～19 日(火)各子どもスキップにおいて概ね 1 週間 (平日) 連続試行の後、検証及び条件整備
- ・ 8 月 31 日(水)子どもスキップ運営協議会にて報告
- ・ 9 月 2 日(金)9 月期 子どもスキップ所長会にて報告
- ・ 9 月 9 日(金)9 月期 定例校長・園長会にて報告
- ・ 9 月 12 日(月)教育委員会定例会にて報告
- ・ 9 月 12 日(月)午後より「子どもスキップ一般利用再開」を再開

子どもスキップ運営協議会設置要綱

平成30年6月29日
教育部長決定
改正 令和2年3月1日
改正 令和4年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区立子どもスキップ条例（平成17年豊島区条例第49号。以下「条例」という。）第13条に定める子どもスキップ運営協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、子どもスキップの運営に地域や関係諸機関の意向を反映させるため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第3条に規定する子どもスキップが行う事業に関すること。
- (2) その他委員長が特に必要と認めること。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関、団体の代表等の委員をもって構成する。

- (1) 青少年育成委員 4名
- (2) 小学校長 1名
- (3) 小学校PTA 1名
- (4) 放課後子ども教室関係者 1名
- (5) 学校開放運営委員会委員長 1名
- (6) 教育長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育委員会事務局教育部長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 協議会に副委員長1名を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長又は委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、年1回開催することを原則とする。ただし、委員長は必要に応じて協議会を招集することができる。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部放課後対策課において行う。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年度 子どもスキップ運営協議会 委員名簿

No.	職	氏名	所属・役職等
1		しらくま ちづこ 白熊 千鶴子	豊島区青少年育成委員会連合会 会長
2		ねざし きちこ 根岸 幸子	豊島区青少年育成委員会連合会 常任幹事（第6地区）
3		とよしま かよこ 豊島 佳代子	豊島区青少年育成委員会連合会 幹事（第2地区）
4		みはら まりこ 三原 真理子	豊島区青少年育成委員会連合会 幹事（第8地区）
5		たなか よしゆき 田中 良行	富士見台小学校 校長
6		おか しょうた 岡 将太	小学校PTA連合会 会長
7		まちだ のぶこ 町田 信子	清和放課後子ども教室地域コーディネーター
8		にしやま たかし 西山 隆	池袋小学校学校開放運営委員会 委員長
9		かねこ ともお 金子 智雄	教育長
10		そえしま ゆり 副島 由理	子ども家庭部長
11		さわだ けん 澤田 健	教育委員会事務局教育部長
次の方々は、オブザーバー参加です			
1		まつうら かずよ 松浦 和代	高田地区 主任児童委員
2		くりばやし ちえこ 栗林 知絵子	特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 理事長
事務局			
1		おざわ さおり 小澤 さおり	子ども家庭部 子ども若者課長
2		おの よしお 小野 義夫	教育委員会事務局 放課後対策課長
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 【事務局】 教育部 放課後対策課 児童支援グループ 3981-1058(直通) </div>			